

## Client Alert

2020年10月号 (Vol.82)

1. はじめに
2. 知的財産法：中小企業庁の知的財産取引検討会による知財取引に関するガイドライン骨子案と契約ひな形案の公表
3. 競争法／独禁法：消費者庁、「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（案）」を公表
4. エネルギー・インフラ：バイオマス燃料に係る第三者認証の追加に関する議論が開始
5. 労働法：厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」改定について
6. 会社法：東証、従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」を公表
7. 危機管理：個人情報保護委員会「テレワークに伴う個人情報漏えい事案に関する注意事項」の公表
8. 一般民事・債権管理：金融庁「令和2事務年度金融行政方針」において事業再生支援・包括担保法制に関する作業計画を公表
9. M&A：中小企業成長促進法の施行
10. ファイナンス・ディスクロージャー：日本証券業協会による「非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）」の公表
11. 税務：国税庁、最高裁判決を受け株式等の時価算定に関する所得税基本通達を改正
12. 中国・アジア（中国）：「信頼懸念エンティティリスト規定」の公布
13. 新興国（サウジアラビア）：サウジアラビアにおける会社法改正案
14. 国際訴訟・仲裁：国際調停をめぐる最近の動向ーシンガポール調停条約と各国調停機関の連携の動き

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年10月号 (Vol.82) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

## Client Alert

## 2. 知的財産法：中小企業庁の知的財産取引検討会による知財取引に関するガイドライン骨子案と契約ひな形案の公表

中小企業庁の知的財産取引検討会は、知的財産取引検討会（第4回）配布資料として、知財取引に関するガイドライン骨子案と契約ひな形案を公表しました。

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki/200924chizaitorihiki.html>

本ガイドラインでは、産業財産権や著作権に限らず、営業秘密・ノウハウ（有益なデータを含みます。）に至るまでの広義の知的財産を対象として、取引の段階に応じ、知的財産にかかわる取引におけるあるべき姿を記載するとともに、関連する問題事例を整理して解説するものとされています。

例えば、①契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）の相手企業の営業秘密の取り扱い、秘密保持契約の締結、②試作品製造・共同開発等の成果の権利帰属、③製造委託・製造販売・請負販売等で技術情報等の提供を受ける場合の対価・技術情報の活用、金型設計図面等の提供、④特許出願・知的財産権の譲渡・実施許諾についての特許出願への干渉（出願内容の報告・修正、共同出願の強制）、知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要、⑤知財訴訟等のリスクの転嫁等の実務上、問題になりやすいポイントが取り上げられることになっています。

また、ガイドラインの内容を踏まえた、秘密保持契約書、共同開発契約書、開発委託契約書、製造委託契約書のひな形と解説の案も公表されています。

今後、ガイドラインと契約ひな形の正式版が公表された場合には、実務上も有用なものとして、活用されていくことになると想定されます。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ [yoshifumi.onodera@mhm-global.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhm-global.com)

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ [hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)

## 3. 競争法／独禁法：消費者庁、「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（案）」を公表

消費者庁は、2020年9月18日、「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（案）」（「執行方針（案）」）を公表しました。これは、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（「比較対照価格」）を併記して表示する、いわゆる二重価格表示のうち、将来の販売予定価格を比較対照価格として表示する

## Client Alert

ものについて、景表法が禁じる有利誤認表示<sup>1</sup>に該当するか否かを判断する際の考慮要素等を明らかにしたものです。このような将来価格との二重価格表示が景表法違反となるかどうかについての基本的な考え方は、2000年に公取委が策定・公表した「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（「価格表示ガイドライン」）において既に説明されているところですが<sup>2</sup>、執行方針（案）は、価格表示ガイドライン策定当時に比べて価格表示の方法が多様化している実態を踏まえ、その説明を補完し、より具体的な考え方を示すものとなっています。その概要は、以下のとおりです。

- ・ **将来の販売価格で販売する「確実な予定」が必要**： 比較対照価格とされた将来の販売価格で対象商品を販売する「確実な予定」を有していないにもかかわらず、当該価格を比較対照価格とする二重価格表示を行った場合には、有利誤認表示になるおそれがあるとされています。そして、「確実な予定」を有していると認められるためには、事業者がその将来の販売価格で販売するための「合理的」かつ「確実に実施される」販売計画を有していることが必要とされています。
- ・ **将来の販売価格で実際に販売した場合**： 二重価格表示をした後に、事業者が比較対照価格で表示した将来の販売価格で実際に対象商品を販売した場合は、通常、「合理的」かつ「確実に実施される」販売計画を有していたことが推認されます。但し、将来の販売価格で対象商品を実際に販売した場合であっても、販売期間が「ごく短期間」<sup>3</sup>に留まる場合には、二重価格表示の時点で将来の販売価格での販売期間等を正確に表示していない限り、消費者庁は有利誤認表示であるものとして取り扱うとされているため、注意する必要があります。
- ・ **将来の販売価格で販売しなかった場合**： 事業者が実際に比較対照価格で表示した将来の販売価格で対象商品を販売しなかった場合は、通常、「合理的」かつ「確実に実施される」販売計画を有していなかったことが推認されます。但し、例外的に、(i)事業者が「合理的」かつ「確実に実施される」将来の販売価格での対象商品の販売計画を有していることを示す資料・データを有しており、かつ、(ii)将来の販売価格で対象商品を販売できない特段の事情が存在する場合には、そのような推認は働かないとされています。この場合、当該事業者が当該特段の事情の発生後遅滞なく当該表示を取りやめた上で、顧客に将来販売価格での販売ができなくなった旨を告知する措置をとっていた等の場合には、原則として、消費者庁は有利誤認表示として取り扱わないこととされています。執行方針（案）は、上記(i)の資料・データや(ii)特段の事情の具体例も挙げています。

<sup>1</sup> 景表法が禁じる不当表示には、自己の供給する商品又は役務の①品質、規格等の内容についての不当表示（優良誤認表示）や②価格その他の取引条件についての不当表示（有利誤認表示）等があり、違反した場合には措置命令（一般消費者の誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反を行わないこと等を命じるもの）や課徴金納付命令の対象となり得ます。

<sup>2</sup> 価格表示ガイドラインは、表示された将来の販売価格が十分な根拠のあるものでないとき（実際に販売することのない価格であるときや、ごく短期間のみ当該価格で販売するにすぎないとき等）には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあるとしています。

<sup>3</sup> 執行方針（案）は、「ごく短期間」の該当性は個別の判断によるとしつつも、セール期間経過後直ちに表示していた将来の販売価格での販売を開始し、当該価格での販売を2週間以上継続した場合には、一般的には「ごく短期間」には該当しない（つまり有利誤認表示ではない。）としています。

## Client Alert

以上のとおり、執行方針（案）は、将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示について、消費者庁による有利誤認表示該当性の判断基準を具体的に明らかにしています。実店舗・オンライン店舗を問わず、新発売の商品等について「今だけお得」といった形で将来の販売価格を示して販売することはよく見られますが、今後は上記に留意する必要があります。執行方針（案）は2020年10月21日までパブリックコメントに付されているため、企業には、その結果及び成案を踏まえて表示コンプライアンスをアップデートすることが求められます。

パートナー 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

アソシエイト 竹腰 沙織  
☎ 03-6266-8903  
✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

アソシエイト 後潟 伸吾  
☎ 092-739-8144(福岡)  
✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：バイオマス燃料に係る第三者認証の追加に関する議論が開始

2020年9月17日、バイオマス持続可能性ワーキンググループ（「WG」）の第7回会合が開催され、バイオマス燃料に係る第三者認証の追加に関する議論が開始されました。

FIT法上、「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」燃料につきFIT制度の適用を受けるには、事業計画策定ガイドライン<sup>4</sup>において、「主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証…により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること」が求められていますが、現時点では、RSPO認証（2013年版又は2018年版）及びRSB認証しか「第三者認証」として認められておらず、事業者からはそれ以外の第三者認証の追加が求められています。

今般のWCの会合は、かかる要望を受け、第三者認証の追加について議論を開始したもので、具体的には、①インドネシア政府によるパーム油認証のISPO認証、②マレーシア政府によるパーム油認証のMSPO認証、欧州による認証基準である③ISCC認証と④GGL認証の他、⑤有志の国内事業者により立ち上げられたPKS第三者認証創設準備委員会によるPKSの認証が検討の対象とされています。今回の会合では、主に、（上記①～④については、昨年度のWCで所定の基準を満たすことが確認できなかった事項が整理されていることも踏まえ）事務局より各認証団体に対しヒアリングが行われましたが、次回以降のWCでは、かかるヒアリングの結果を踏まえて個別の認証につき検討・整理が行われ、最終的には、調達価格等算定委員会に報告を行うことが予定されています。

<sup>4</sup> 資源エネルギー庁公表の事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（2020年4月1日改訂版）。

## Client Alert

第三者認証の追加に関する議論は、輸入バイオマス燃料を用いたプロジェクトにおける燃料調達の安定性やコストに大きな影響を及ぼしますので、関係する事業者においては、引き続き動向を注視していく必要があります。

パートナー 小林 卓泰  
☎ 03-5223-7768  
✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)  
アソシエイト 山路 諒  
☎ 03-6213-8126  
✉ [ryo.yamaji@mhm-global.com](mailto:ryo.yamaji@mhm-global.com)

### 5. 労働法：厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」改定について

令和2年9月1日、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(「本件ガイドライン」)が大幅に改定され、特に労働基準法(「労基法」)に定められている時間外労働時間の上限を遵守するために簡便な労働時間管理の方法として「管理モデル」が定められました。

以下においては、当該管理モデルの内容を中心に本件ガイドラインの内容を説明いたします。

#### 1 本件改定の背景

副業・兼業中の労働者の労働時間の算定方法について、労基法38条1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む(労働基準局長通達(昭和23年5月14日付基発第769号))とされています。そのため、従前、使用者は労働者が自社において勤務している時間に加えて他の事業場において勤務している時間まで把握する必要がありました。

しかし、使用者が他の使用者の事業場における労働時間を把握することは労使双方に事務上の負担が伴うことから、かかる負担が労働者の副業・兼業を使用者が認めない1つの原因となっていました。

そのため、本件ガイドラインにおいては、「簡便な労働時間管理の方法」として、各使用者がそれぞれ労働時間の上限を定め、その範囲で自社の労働時間を管理する方法が提示されました。

## Client Alert

## 2 本件ガイドラインの内容

## (1) 副業・兼業に当たって使用者が留意すべき点について

本件ガイドラインにおいては、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは基本的に労働者の自由であることを指摘し、副業・兼業を禁止又は制限することは原則として控えるべきであると指摘しています（例外的に、①労務提供上の支障がある場合、②業務上の秘密が漏洩する場合、③競業により自社の利益が害される場合、④自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合には、副業・兼業を禁止することができるかとされています。）。

その上で、本件ガイドラインにおいては、労働者が副業・兼業をするに当たっては、使用者が（副業・兼業による負担も考慮した上での）安全配慮義務を負担すること、他方で、労働者は一般に秘密保持義務、競業避止義務、誠実義務を負うことから、かかる範囲で使用者が労働者の兼業・副業を制限することは差し支えないことを述べています。

兼業・副業を開始するに当たっては、使用者が労基法その他の関係法令に基づいて負担する種々の義務と副業・兼業の関係を整理した上で各社の制度を構築する必要があります。

## (2) 副業の労働時間を管理したい場合の方法

ア 上記のとおり、労働時間は自己の事業場における労働時間のみではなく、副業・兼業先の事業場における労働時間も通算した上で算定され、労基法による規制が及ぶこととなります。

そのため、それぞれの使用者は、労働者からの申告等により、

- ①まず労働契約締結の先後の順に所定労働時間を通算し、
- ②次に所定外労働の発生順に所定外労働時間を通算することによって、

それぞれの事業場での所定労働時間・所定外労働時間を通算した労働時間を把握し、その労働時間について、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分のうち、自ら労働させた時間について、時間外労働の割増賃金（労基法37条1項）を支払う必要があります。

イ もっとも、労働者の申告等によって、労働者の兼業・副業先での現実の労働時間を管理・把握することは労使双方にとって負担であり、本件ガイドラインにおいては、1つの解決方法として以下の「簡便な労働時間管理方法」が提案されています。

副業・兼業の開始前に、当該副業・兼業を行う労働者と時間的に先に労働契約を締結していた使用者（以下「使用者A」という。）の事業場における法定外労働時間と時間的に後から労働契約を締結した使用者（以下「使用者B」という。）の事業場

## Client Alert

における労働時間（所定労働時間及び所定外労働時間）とを合計した時間数が単月100時間未満、複数月平均80時間以内となる範囲内において、各々の使用者の事業場における労働時間の上限をそれぞれ設定し、各々の使用者がそれぞれその範囲内で労働させることとするものであること。また、使用者Aは自らの事業場における法定外労働時間の労働について、使用者Bは自らの事業場における労働時間の労働について、それぞれ自らの事業場における36協定の延長時間の範囲内とし、割増賃金を支払うこととするものであること。これにより、使用者A及び使用者Bは、副業・兼業の開始後においては、それぞれあらかじめ設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場における実労働時間の把握を要することなく労基法を遵守することが可能となるものであること

このように、各使用者が副業・兼業先における労働者の現実の労働時間を把握するのではなく、あらかじめ労働時間の上限を定めておき、その範囲内で労働者を業務に従事させることによって、労働者が労基法の定める労働時間の制限を遵守することが可能となる点で使用者にとってメリットがあります。

なお、上記のとおり、あらかじめ労働時間の上限を定めたにもかかわらず、いずれかの使用者がこれを逸脱して労働者を業務に従事させた場合には、当該逸脱させた使用者が、法違反に問われ得ることとされており、上限の範囲内で業務に従事させていた使用者は法違反に問われるものではありません。

### (3) 本件ガイドラインの留意点

以上のとおり、本件ガイドラインは本業が副業の労働時間を管理したい場合の方法について定めたものとなります。もっとも、そもそも、本業が副業の労働時間について把握する法的義務は存在しません（逆に、副業が、本業の労働時間について把握する義務もありません。）。なぜならば、副業の労働時間の通算義務は労働基準法38条に規定がありますが、他方で、労働時間の把握義務は労働安全衛生法に規定されており、こちらには労働時間の通算義務は存在せずあくまでも自社の事業所の労働時間を把握する義務だけが規定されています。また、労働基準法はあくまでも故意がある場合にのみ適用されるとの解釈に争いはありません。この結果、以下の解釈上の帰結が成り立ちます。

- 本業は、副業の労働時間を把握しなくても、法違反にはならない。
- 本業は、副業の労働時間を把握していない場合、労働時間を通算しなくてもよい（もちろん、この場合、割増賃金等も払う義務が生じない）。
- 本業は、副業の労働時間を把握した場合は、上記のガイドラインに従い、労働時間を通算しなければならない。

この点、ガイドラインをよく読むと、本業の副業の労働時間を把握する「義務」がある、という文言は慎重に避けられており、代わりに「必要」という文言が使われていることから、厚生労働省としても同じ解釈に立っていることがわかります。

## Client Alert

本ガイドラインは、これまで「副業の労働時間を把握できないのであれば副業は解禁したくない。しかし、労働時間を把握するとしても方法がわからない」という企業に対し、副業解禁を拒む大きな理由を失わせたという意義があります。

パートナー 荒井 太一  
☎ 03-5220-1853  
✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)  
アソシエイト 川井 悠暉  
☎ 03-5220-1865  
✉ [yuki.kawai@mhm-global.com](mailto:yuki.kawai@mhm-global.com)

## 6. 会社法：東証、従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」を公表

2020年9月1日、東証の従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会（「本研究会」）は、「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」（「中間整理」）を公表しました。議決権の過半数を有していないものの、実質的な支配力を持つ株主（「支配的な株主」。支配株主と併せて「支配株主等」）を上場後に有することとなった企業について、現行の上場制度では少数株主保護が十分図られていないのではないかと指摘を受け、支配株主等と少数株主との間の利害調整の在り方等に関して議論を進め、今後の検討課題等を中心に中間整理をまとめたものです。中間整理で示された検討課題の主な内容は、以下のとおりです。

### ① 情報開示

研究会では、支配株主等を有する上場会社において、経営者の意思決定に支配株主等がどのような影響を与えているのかが分からないことや、グループ経営に関する支配株主等による情報開示の不足が、支配株主等を有する上場会社への長期投資の妨げになっていると指摘されていました。一方で、グループの全体最適が優先されていることが投資者に適切に伝わり、当該支配株主等を有する上場会社の株価に適切に織り込まれ、合理的なディスカウントが生じた価格をもとに投資判断ができるようになっていれば、少数株主等が不利益を被ることはないとの指摘もありました。

中間整理では、取締役の指名権や支配株主等による持株比率維持や株式買増し、支配株主等の持株の売却に関する合意等、上場会社のガバナンスに関する合意や、利益相反やその監督・コントロールの考え方・方針等に関する情報開示を充実させることの必要性が指摘されました。また、上場後に支配株主等を有することとなった場合に、事業分野が重複する会社がグループ内に複数存在することも考えられるため、グループ内の事業機会の分配等について情報開示することも考えられるとされています。



## Client Alert

## ② 適用範囲

中間整理では、支配力は、実務上、株主総会における過半数の議決権を有していなくても行使が可能であり、また、契約等によって実質的な影響力が行使できる場合もあるため、少数株主の利益が損なわれるリスクは、支配的な株主を有する上場会社であっても、支配株主を有する上場会社と同様に存在すると指摘されています。そこで、少数株主保護に関する上場制度については、適切な範囲で支配的な株主を有する上場会社にも拡大する必要があり、東京証券取引所（「東証」）において今後、「支配的な株主」の具体的な定義等や支配的な株主を有する上場会社に適用すべき少数株主保護に関する制度の枠組みについて検討が行われることが望まれるとされています。

中間整理では、上記①②に加え、支配株主の上場子会社の非公開化を目的とした公開買付を行う局面における少数株主保護の枠組みや、独立社外取締役の選任において少数株主の過半数の賛成を要する等のガバナンスの観点からの少数株主保護の方策についても、今後検討を進めることとされました。

加えて、東証において、中間整理における課題と整理を踏まえ、具体的な制度整備に向けた検討を行い、特に、①情報開示や②適用範囲に記載のもののうち、実施できるものから段階的に制度の整備・運用を進めることが望ましい旨も指摘されています。これらは、中間整理段階であり、具体的な制度の整備等が直ちに進められるものではありませんが、支配株主等が存在する企業グループにおいては、中間整理における指摘を踏まえ、その情報開示等の在り方について見直しを進めることも有用と思われる。

## &lt;参考資料&gt;

東証、従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会：

「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」を公表

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/study-group/index.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## 7. 危機管理：個人情報保護委員会「テレワークに伴う個人情報漏えい事案に関する注意事項」の公表

個人情報保護委員会は、2020年9月23日、新型コロナウイルスの影響でテレワークの利用が広がる中で、実際に同委員会が確認した個人情報漏えい事案の個別事例の紹介として、「テレワークに伴う個人情報漏えい事案に関する注意事項」を公表しました。

## Client Alert

紹介されている事例は、①テレワーク中の社員が SNS で知り合った第三者からウイルスが添付された電子メールを受領したことがきっかけで PC がウイルスに感染し、出勤時にその PC を社内ネットワークに接続したことで、社内システムの情報が外部に漏えいした事例、②脆弱性がある VPN 機器への不正アクセスにより社員の認証情報等が外部に漏えいした事例の 2 事例で、それぞれの事例がイメージ図とともに分かりやすく紹介されています。前者は、そもそも VPN 機器を使用していなかった事例ですが、後者は VPN 機器を使用していたものの、VPN 機器に脆弱性があった事例であり、VPN 機器を使用していたとしても、セキュリティの検証が必要であることが示されています。

また、個別事例と併せて、それぞれの事例の対策例が紹介されており、「テレワークの場合でも一人で判断せず誰かに相談する等、従業員の方のセキュリティに対する意識を高める」、「テレワーク特有の職場とは異なる環境に則したセキュリティ確保のためのルールや相談体制を整備する」等の対策は、どのような企業においても普遍的に当てはまるのではないかと思います。

今般のテレワークの利用の急拡大は、新型コロナウイルスの影響によるもので、突然のテレワーク対応を迫られた企業も多いと思われます。今後も一層のテレワークの浸透が見込まれる中、今一度社内で、どのような方法でテレワークが行われているのか、どのような情報を管理しているのか、どのような漏えいリスクがあるのか等の事実確認及び分析をするとともに、このような他社事例も参考にしつつ、検出されたリスクに応じた管理体制の整備を行うことが望ましいといえます。

パートナー 藤津 康彦  
☎ 03-6212-8326  
✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)  
アソシエイト 千原 剛  
☎ 03-5223-7798  
✉ [go.chihara@mhm-global.com](mailto:go.chihara@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：金融庁「令和 2 事務年度金融行政方針」において事業再生支援・包括担保法制に関する作業計画を公表

金融庁は、2020 年 8 月 31 日、令和 2 事務年度（「本事務年度」）の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめた「令和 2 事務年度 金融行政方針」（「本行政方針」）を公表しました。本行政方針の内容は多岐に亘りますが、「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」、「高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く」、及び「金融庁の改革を進める」の 3 点が重点課題とされ、このうち「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」という点について、①事業再生支援及び②包括担保法制に関する本事務年度の作業計画として、概要以下の内容が公表されています。

## Client Alert

①昨事務年度において、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫・日本政策投資銀行等の資本性劣後ローン制度が創設されたほか、地域経済活性化支援機構（「REVIC」）・中小企業基盤整備機構等によるファンドの拡充等の施策が整備されました。特に、REVICについては、コロナ禍で影響を受けた地域の中核企業等の経営改善等を進める観点から、2021年3月末の支援・出資決定期限を5年間延長する等の株式会社地域経済活性化支援機構法の改正が行われ、併せて、政府保証枠が1兆円から2兆円へ拡充されました。

本事務年度の作業計画としては、REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等による資本性劣後ローン、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援メニューを周知し、その活用を促すとともに、関係省庁間で、資本性資金の活用策や経営改善支援策全般について情報共有しつつ、地域での実情・課題に応じた支援のあり方について継続的に協議を行っていきとされています。また、こうした支援の環境整備・側面支援として、融資手続の電子化促進等も掲げられています。

②昨事務年度において、現行の個別財産ベースの担保法制では、債権者の最終的な関心は事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に向きがちであり、担保権の実行は事業の解体につながりやすく、新たに事業全体の継続価値を対象とする担保権等を整備することで、事業価値の維持・向上に向けた担保権者の動機付けが考えられること等の問題提起が公益社団法人商事法務研究会の「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」にて行われました。

本事務年度の作業計画としては、事業支援を支えられるような担保法制等を含む融資・再生実務のあり方について検討するとともに、有形資産に乏しい事業者は将来性があっても依然として経営者保証の負担を負わざるを得ない場合があること等の課題も踏まえ、金融機関に事業継続を支援する適切な動機付けをもたらすよう、事業を包括的に把握し支える担保権（包括担保法制）等の実務上の可能性を模索していきとされています。

## &lt;参考資料&gt;

令和2年度金融行政方針について

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/20200831.html>

パートナー 松井 裕介

☎ 03-6266-8701

✉ [yusuke.matsui@mhm-global.com](mailto:yusuke.matsui@mhm-global.com)

アソシエイト 原田 昂

☎ 03-6266-8512

✉ [takashi.harada@mhm-global.com](mailto:takashi.harada@mhm-global.com)

## Client Alert

## 9. M&amp;A：中小企業成長促進法の施行

2020年10月1日付で、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されました。

中小企業成長促進法においては、中小企業の事業承継の円滑化を目的として、経済産業大臣の認定を受けた企業について、事業承継時に経営者保証を外すことができるよう、信用保証協会による信用保証枠が拡充されました。また、他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継（第三者承継）を行う者が、経営者保証無く M&A 資金の調達を行えるようにするための保証制度が拡充される等、事業承継支援のための措置の新設・拡充が図られました。

経営者保証が事業承継の妨げの一因となっていることが指摘されているため、中小企業成長促進法により、中小企業の事業承継が活発になることが期待されます。

## &lt;参考資料&gt;

経済産業省：中小企業成長促進法について

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005-1.pdf>

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)  
アソシエイト 齋藤 悠輝  
☎ 03-52201878  
✉ [yuki.saito@mhm-global.com](mailto:yuki.saito@mhm-global.com)

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー：日本証券業協会による「非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）」の公表

日本証券業協会は、2020年9月16日、上場前の新規・成長企業へのリスクマネーの供給の円滑化を目的として、「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の改正案を公表しました。

現在、店頭有価証券に関する規則においては、証券会社が資本市場において発行会社と投資者を仲介する役割を期待されているにもかかわらず、主として投資者保護の観点から、証券会社が顧客である投資者に対して未上場株式（店頭有価証券）の勧誘を行うことは原則として禁止されています。しかしながら、近年、コーポレートベンチャーキャピタルや海外ファンド等の非上場株式への投資意欲と未上場企業による資金調達ニ

## Client Alert

ズの高まりを受け、証券会社の仲介機能が強く期待されていること等を踏まえ、少人数私募・私売出し及び売買を対象として、投資家から表明・確約書（書面）を徴求し、日本証券業協会に事後報告をすることを要件として、企業価値評価等が可能な特定投資家に対して店頭有価証券の投資勧誘を行うことができるとするものです。これにより、証券会社においては、マッチングや紹介等付随業務としてできることのみに関与に限定されていた非上場株式の取扱いに加えて、私募の取扱いや資料作成、交渉・議論への参加・契約の取りまとめ等、より能動的なサポートが可能となることが期待されます。

株主コミュニティに関する規則の改正は、株主コミュニティ制度は従来セカンダリー（売買）が中心で、プライマリー（募集・私募）の実績がほとんどなかったことを踏まえ、利用企業の私募による資金調達の円滑化を目的として、株主コミュニティの参加勧誘対象者の拡大（株主及び発行者の役職員に加え、発行者の役職員の親族、グループ企業の役職員、元株主・元役職員も対象）、株主コミュニティに参加することを取得の条件とした株主コミュニティ外の投資勧誘、公表可能情報の拡充（銘柄名、ウェブサイトの URL 等に加え、発行者の業種・本店所在地・事業概要等も対象）、少人数私募等に関する勧誘資料の明確化について定めるものです。また、上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例として、上場会社の株式を取得した後に、当該銘柄が上場廃止となった自社の顧客へのアフターケアの観点から、自社が当該銘柄の株主コミュニティの運営会員となっていない場合でも、運営会員への売付けの取次ぎ・媒介等を認めることとされています。

これらの規則の改正により、証券会社や株主コミュニティの参加者による非上場株式の資金調達の支援が拡充され、非上場株式投資や企業の成長を促進する環境の醸成に寄与することが期待され、ひいては、ユニコーン企業や日本経済の活性化に資することが期待されます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)

アソシエイト 田村 哲也

☎ 03-6213-8114

✉ [tetsuya.tamura@mhm-global.com](mailto:tetsuya.tamura@mhm-global.com)

## 11. 税務：国税庁、最高裁判決を受け株式等の時価算定に関する所得税基本通達を改正

国税庁は、所得税における非上場株式等の時価算定について争われた事件の最高裁判決（最判令和2年3月24日裁判所時報1745号3頁）（「本最判」）を受け、2020年8月28日、本最判で争われた所得税基本通達59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）（「本通達」）を改正しました。本最判は従来の本通達の運用を基本的に追認するものであり、本通達改正は従来所得税法上の取扱いに変更を生じさせるもの

## Client Alert

ではありませんが（下記国税庁 HP もご参照ください。）、本最判の内容を踏まえると、法人税法における株式等の時価算定については留意が必要です。

本最判は法人税法上の取扱いについて直接触れるものではありませんが、所得税の文脈において譲渡前を基準とすべき理由について「株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって……譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべき」と判示している点に注目されます。

法人税法は、課税対象こそ所得税と異にするものの、その基本的な趣旨は所得税と近いと考えられることからすると、法人税の文脈においても上記趣旨は該当し得る、すなわち、法人税における株式等の評価に当たっても、所得税と同様、譲渡前を基準として同族株主等の判定が行われる一つの根拠となる可能性もあるため、今後の実務上の取扱いに影響があるかどうか、留意が必要です。

## &lt;参考資料&gt;

国税庁 HP「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）（2020年8月28日付）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/200821/index.htm>

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)  
アソシエイト 安部 慶彦  
☎ 03-6213-8161  
✉ [yoshihiko.abe@mhm-global.com](mailto:yoshihiko.abe@mhm-global.com)

## 12. 中国・アジア（中国）：「信頼懸念エンティティリスト規定」の公布

2020年9月19日、商務部は「対外貿易法」「国家安全法」等の法律に基づき、「信頼懸念エンティティリスト規定」（原文「不可靠实体清单規定」。「本規定」）を公布し、同日に施行されました。中国政府は、本規定が制定された背景として、一部の外国企業が非商業的な目的で、中国企業に対して行動禁止、供給中止及びその他差別的な措置を採ることがあり、政府は、これらの違法行為を是正し、国家主権、安全、発展利益を維持保護し、公平で自由な国際経済・貿易秩序を維持し、中国企業・組織又は個人の合法的な権益を保護する必要があるためと説明しています。

本規定は、外国エンティティ（外国企業、その他の組織又は個人を含みます。）を対象に実施されるものとし、具体的に、外国エンティティが国際経済貿易及び関連活動において、①中国国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為、又は②正常の市場取

## Client Alert

引の原則に違反し、中国企業・組織若しくは個人との正常の取引を中断し、又は中国企業・組織若しくは個人に対して差別的な措置を講じ、中国企業・組織若しくは個人の合法的権益に重大な損害をもたらす行為に対して、国はしかるべき措置を講じるとされています（2条1項）。

信頼懸念エンティティリスト制度の実施に関し、中央国家機関の関係部門が参画する業務機構（「業務機構」）が構築されます。そして、業務機構の事務局は商務主管部門に設置されます（4条）。業務機構は、その調査結果に基づき、中国国家主権・安全・発展利益への危害程度、中国企業、その他組織又は個人の合法権益への損害程度、及び通常の国際経済貿易規則に適合するか否か等の要素を総合的に考慮し、外国エンティティを信頼懸念エンティティリスト（「リスト」）に追加するか否かを決定し、公告することができます（7条）。なお、現時点で公告されているリストは存在しません。さらに、業務機構は、リストに登録された外国エンティティに対して、①中国と関係する輸出入活動への従事、中国国内における投資、関連者、交通運輸手段等の入国を制限し又は禁止すること、②関連者の中国国内における就労許可、滞在又は在留資格を制限し又は取り消すこと、③情状の軽重に基づき、相応の金額の過料に処する又はその他必要な措置との対応措置を講じることができると規定されています（10条）。

本規定は米国の一部中国企業に対する制限的措置に対抗するためとの見方もありますが、本規定に基づく今後のリストの作成や制限措置によっては、日本企業を含む外国企業の中国における事業が制限される可能性があり、今後の動向を引き続き注目する必要があります。

パートナー 江口 拓哉  
☎ 06-6377-9402（大阪）  
✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

パートナー 森 規光  
☎ +86-10-6590-9292（北京）  
✉ [norimitsu.mori@mhm-global.com](mailto:norimitsu.mori@mhm-global.com)

外国弁護士 崔 俊  
☎ 03-6212-8368  
✉ [jun.cui@mhm-global.com](mailto:jun.cui@mhm-global.com)

### 13. 新興国（サウジアラビア）：サウジアラビアにおける会社法改正案

サウジアラビアにおいて、近時、会社法の改正作業が進められており、2020年7月9日には、商務省（Ministry of Commerce）及びCapital Market Authorityが、会社法改正案（「本改正案」）を意見募集手続に付しました（募集期間は2020年8月13日まで）。これらの改正手続が進められるに伴い、改正の方向性や内容が明らかになってきています。

本改正案は、サウジアラビアに対する国内外の投資を促し、また、新たな起業や中小企業の成長を促進することを狙いとし、より柔軟な会社形態やコーポレートガバナンス

## Client Alert

を認めたり、柔軟な資金調達手段を認めたりする等の、重要な改正が含まれています。サウジアラビアにおいては、会社法制定から 50 年後の 2015 年に、初の全面的な会社法改正がなされ、会社法の現代化が進展しましたが、本改正案についても会社法の現代化を推し進める流れを汲むものといえます。

改正内容は多岐に亘りますが、例えば、本改正案では、株主の責任の範囲やガバナンスの形が異なる新たなエンティティの形態（異なる責任範囲の 2 種類の株主（個人責任を負う株主と有限責任に留まる株主）が存在するような新たな会社形態等）が設けられる方向で議論がなされており、会社形態そのものに選択肢が広がることが予想されます。また、従来から存在する会社形態である Joint Stock Company や Limited Liability Company を含め、柔軟なガバナンス形態が認められる方向で議論がなされており、配当方法や資金調達方法（株式やオプション等の発行）についても、これまでの規制を緩和してより柔軟な方法が認められるようになるよう議論されている等、更なる現代化が推し進められようとしています。また小規模・零細企業における監査人の選任義務が廃止される等、小規模・零細企業を対象とした改正も含まれています。

このように、本改正案は、新たな法人の形態が規定されるとともに、従前のガバナンスに関する規定が整備・柔軟化される等、サウジアラビアへの進出を考えている企業や現地法人を設立している企業に対して与え得る影響は大きく、今後の改正の動向を注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明  
☎ 03-6212-8347  
✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

アソシエイト 片野 泰世  
☎ 03-6212-8370  
✉ [taisei.katano@mhm-global.com](mailto:taisei.katano@mhm-global.com)

アソシエイト 木内 遼  
☎ 03-5293-4849  
✉ [ryo.kiuchi@mhm-global.com](mailto:ryo.kiuchi@mhm-global.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：国際調停をめぐる最近の動向ーシンガポール調停条約と各国調停機関の連携の動き

2020 年 9 月 12 日、国際的な調停による和解合意に関する国連条約、通称「シンガポール調停条約」が発効しました。国際紛争の解決手段としての調停は、訴訟や仲裁と比較しても安価、迅速で効率的なシステムである一方で、調停により和解合意が成立しても、当事者がその任意履行を拒絶した場合、強制執行を行うためには結局訴訟や仲裁手続を経なければならないという問題がありました。シンガポール調停条約は、調停による和解合意について強制執行を可能にすることにより、調停の紛争解決手段としての実効性を高めることを目的としています。



## Client Alert

シンガポール調停条約には、2020年9月12日時点で、米国、中国、インド等53か国が署名しています。条約を批准した加盟国はなお6か国（ベラルーシ、エクアドル、フィジー、カタール、サウジアラビア、シンガポール）に留まっていますが、さらに批准の動きが広まることが期待されています。現時点で、日本は同条約に署名していませんが、条約加盟国では調停における和解合意を強制執行可能となりますので、日本企業としても、条約加盟国に所在する自社の資産等（又は紛争相手方の資産等）に対する強制執行の可能性があることを認識しておく必要があるでしょう。

また、シンガポール調停条約が発効した2020年9月12日、京都国際調停センター（JIMC）が、シンガポール国際調停センター（SIMC）との間で、オンライン調停に関する覚書（JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol）を締結しました。この調停センター間の連携により、原則として各調停センターが1人ずつ選任する2人の調停人の下で、オンラインで、訴訟等と比較しても極めて迅速に紛争の解決を目指すことが可能となりました。ここで調停センターに支払う手数料は安価に抑えられており、紛争の価額と連動しますが、最大でも上限125万円（SIMCに申し立てる場合はSGD 16,000）のキャップが設定されています。なお、上記のとおりシンガポールはシンガポール調停条約の加盟国であり、同国内では調停における和解合意の強制執行が可能です。この両調停センターの連携は、世界初の試みとされていますが、特に近時のCovid-19の影響下で、今後ますますこのような各国調停機関の連携が進むことも期待されます。

もちろん、調停ではあくまで当事者が和解合意に至らなければ紛争は解決せず、訴訟や仲裁のように、裁判官や仲裁人といった第三者が強制的な「判断」を下してくれる手続ではありません。しかし、訴訟や仲裁といった終局的かつ比較的成本、時間を要する手続に進む前に、数ヶ月程度を目途に、第三者である調停人の交通整理の下、双方の要望や懸念、主張の強弱等を理解した上で交渉を行い円満解決を目指すことは、紛争当事者にとって有力な選択肢となり得るものと思われれます。

国際紛争において調停がさらに有効な紛争解決手段となるかは、今後のシンガポール調停条約への各国の批准の動き等にもよってるところではあります。しかし、いずれにせよ、調停が安価、迅速かつ効率的な紛争解決手段となり得る可能性を認識し、一つの選択肢として真剣な検討をする価値は、十分にあるものと考えられます。

パートナー 辰野 嘉則

☎ 03-6266-8785

✉ [yoshinori.tatsuno@mhm-global.com](mailto:yoshinori.tatsuno@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『バーチャル株主総会の事例研究と今後の課題』

視聴期間 2020年9月18日(金)～2020年10月19日(月)

講師 澤口 実、近澤 諒

主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『親会社の子会社管理に関わる諸問題～「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」も踏まえて～』

視聴期間 2020年10月15日(木)～2020年11月16日(月)

講師 太子堂 厚子

主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『第4356回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コンセッション事業のリスク分担に関する実務上のポイント」』

開催日時 2020年10月19日(月) 13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
  
- セミナー 『第4357回 個人データ利活用規制への対応実務と2020年個人情報保護法改正－第三者提供規制への対応を中心として－』

開催日時 2020年10月20日(火) 13:30～16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

### 文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『実務Q&Aシリーズ 労働時間・休日・休暇』(2020年8月刊)

出版社 株式会社労務行政

著者 宇賀神 崇、芝村 佳奈
  
- 本 『宇宙ビジネス新規参入の手引き～New Spaceに向けた自社技術と衛星データの活用・事業化検討～』(2020年9月刊)

出版社 株式会社情報機構

著者 毛阪 大佑
  
- 論文 「座談会 令和元年改正会社法の考え方」

掲載誌 別冊商事法務 No.454

著者 石井 裕介

## Client Alert

- 論文 「2020年総会の動向と新時代の展望（1）本年6月総会を振り返る  
—有事下の総会対応—」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2240  
著者 渡辺 邦広
- 論文 「「公正な M&A の在り方に関する指針」を踏まえた開示状況の概要」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2240  
著者 中谷 慎太郎
- 論文 「中国最新法律事情（244）香港国家安全維持保護法」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.9  
著者 石本 茂彦
- 論文 「With コロナ社会における働き方改革——海外における動向と日本  
への示唆（前編）」  
掲載誌 商事法務ポータル SH3294  
著者 大野 志保、松本 亮孝（共著）
- 論文 「知財判例速報 不正競争防止法上の品質等誤認表示（ハツ橋事件）  
京都地判令和2年6月10日」  
掲載誌 ジュリスト 1550号  
著者 田中 浩之
- 論文 「公益通報者保護法改正の解説とそれに伴う実務的対応」  
掲載誌 月刊監査役 No.712  
著者 山内 洋嗣（監修）
- 論文 「医療法人における事業承継（下）」  
掲載誌 税経通信 Vol.75 No.11  
著者 小山 浩、間所 光洋、原田 昂、鷹尾 征哉（共著）
- 論文 「中国ビジネス Q&A 『中国の国家安全に関する法律の概要』」  
掲載誌 日中経協ジャーナル 2020年9月号  
著者 石本 茂彦
- 論文 「令和元年改正会社法の解説（3）」  
掲載誌 民事月報 Vol.75 No.5  
著者 邊 英基

## Client Alert

- 論文 「令和元年改正会社法の解説（４）」  
掲載誌 民事月報 Vol.75 No.7  
著者 邊 英基
  
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例一第 251 回 学校法人日本学園（退職勧奨後の配転命令）事件」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 西村 良
  
- 論文 「The Lending and Secured Finance Review 6th Edition - Japan Chapter」  
掲載誌 The Lending and Secured Finance Review 6th Edition  
著者 青山 大樹、松田 悠希（共著）
  
- 論文 「The International Comparative Legal Guide - Shipping Law 2020 – Japan Chapter」  
掲載誌 The International Comparative Legal Guide - Shipping Law 2020  
著者 小山 浩、濱 史子
  
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Employment 2020 - Japan Trends and Developments」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Employment 2020  
著者 高谷 知佐子、濱 史子
  
- 論文 「Information Security Considerations (Japan)」  
掲載誌 PRACTICAL LAW  
著者 田中 浩之、北山 昇、嶋村 直登
  
- 論文 「Cyber Incident Response and Data Breach Notification (Japan)」  
掲載誌 PRACTICAL LAW  
著者 田中 浩之、北山 昇、嶋村 直登

### NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **MHM D&I Policy を公表いたしました**  
当事務所では、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するために、MHM Diversity & Inclusion Policy を策定・公表いたしました。  
詳細は、当ウェブサイト「[Diversity & Inclusion](#)」をご参照ください。また、当事務所におけるダイバーシティ&インクルージョンに関する取り組みについては、

## Client Alert

[特集ページ](#)も併せてご参照ください。

- [IFLR1000's thirtieth edition](#)にて高い評価を得ました  
IFLR1000's thirtieth editionにおいて、当事務所および当事務所のバンコクオフィスが以下の分野で高い評価を得ました。

### 分野

#### JAPAN

Tier 1

- ・ Project development

#### THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- ・ Project development

- [ALB Japan Law Awards 2020](#)にて受賞しました  
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business)による ALB Japan Law Awards 2020 において、当事務所は以下の6つのカテゴリーで受賞しました。

### Firm Categories

- ・ Litigation Law Firm of the Year

### Deal Categories

- ・ Equity Market Deal of the Year
    - Recruit Holdings' Global Offering
  - ・ M&A Deal of the Year (Midsize)
    - Nidec Corp's Acquisition of OMRON
  - ・ M&A Deal of the Year (Premium)
    - Business Integration of Z Holdings and LINE
  - ・ Real Estate Deal of the Year
    - La Salle Investment Management's Property Fund
  - ・ Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
    - Business Integration of Z Holdings and LINE
- [asialaw Profiles](#) による “[asialaw Profiles 2021](#)”にて高い評価を得ました  
asialaw Profiles による “asialaw Profiles 2021”にて、当事務所は”Recommended firms”として紹介され、以下の分野で高い評価を得ました。また、当事務所のバ

## Client Alert

ンコクオフィス（Chandler MHM Limited）およびヤンゴンオフィスも” Recommended firms”として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

### Japan

#### Practice Areas

##### Outstanding

- ・ Banking and finance
- ・ Capital markets
- ・ Competition/Antitrust
- ・ Construction
- ・ Corporate and M&A
- ・ Dispute resolution
- ・ Investment funds
- ・ Labour and employment
- ・ Regulatory

##### Highly Recommended

- ・ Intellectual property
- ・ Private equity
- ・ Restructuring and insolvency
- ・ Tax

#### Industry Sectors

##### Outstanding

- ・ Banking and financial services
- ・ Consumer goods and services
- ・ Energy
- ・ Real estate

##### Highly Recommended

- ・ Media and entertainment

##### Recommended

- ・ Infrastructure
- ・ Insurance
- ・ Technology and telecommunications

## Client Alert

### Myanmar

#### Practice Areas

##### Highly Recommended

- General business law

#### Industry Sectors

##### Highly Recommended

- Energy

##### Recommended

- Infrastructure
- Real estate

### Thailand

#### Practice Areas

##### Outstanding

- Banking and finance
- Corporate/M&A

##### Highly Recommended

- Construction
- Restructuring and insolvency

##### Recommended

- Capital markets
- Dispute resolution

#### Industry Sectors

##### Outstanding

- Banking and financial services
- Energy

##### Highly Recommended

- Consumer goods and services
- Industrials and manufacturing
- Infrastructure
- Real estate

## Client Alert

- asialaw Profiles による"asialaw Leading Lawyers 2021"にて高い評価を得ました  
asialaw Profiles による"asialaw Leading Lawyers 2021"にて、当事務所の弁護士  
35名が高い評価を得ました。(日本オフィス 29名、バンコクオフィス 6名)

### Japan

#### Banking & Finance

- Elite practitioner: 佐藤 正謙、三浦 健
- Distinguished practitioner: 石川 直樹、青山 大樹
- Notable practitioner: 岡谷 茂樹、末廣 裕亮

#### Capital Markets

- Elite practitioner: 佐藤 正謙、鈴木 克昌
- Distinguished practitioner: 尾本 太郎
- Notable practitioner: 藤津 康彦、根本 敏光

#### Competition & Antitrust

- Distinguished practitioner: 伊藤 憲二

#### Corporate M&A

- Elite practitioner: 石綿 学、鈴木 克昌
- Distinguished practitioner: 棚橋 元、大石 篤史
- Notable practitioner: 土屋 智弘、松村 祐土、戸嶋 浩二、松下 憲

#### Dispute Resolution

- Distinguished practitioner: 関戸 麦
- Notable practitioner: 岡田 淳

#### Energy

- Distinguished practitioner: 小林 卓泰

#### Intellectual property

- Distinguished practitioner: 三好 豊
- Notable practitioner: 田中 浩之

#### Investment funds

- Elite practitioner: 三浦 健
- Distinguished practitioner: 竹野 康造、大西 信治



## Client Alert

### Labour & Employment

- ・ Distinguished practitioner: 高谷 知佐子

### Private equity

- ・ Elite practitioner: 石綿 学
- ・ Distinguished practitioner: 棚橋 元
- ・

### Real estate

- ・ Distinguished practitioner: 小澤 絵里子

### Restructuring & Insolvency

- ・ Elite practitioner: 藤原 総一郎
- ・ Distinguished practitioner: 稲生 隆浩

### Tax

- ・ Distinguished practitioner: 大石 篤史

### Thailand (Chandler MHM Limited)

#### Banking & Finance

- ・ Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
- ・ Distinguished Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン

#### Corporate/M&A

- ・ Notable practitioner: 秋本 誠司、アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク

#### Dispute resolution

- ・ Notable practitioner: チャッチャイ・インタスワン

- [Who's Who Legal: Global 2020](#) の各分野別ランキングにて高い評価を得ました Law Business Research が年間を通して発行する Who's Who Legal 2020 のグローバル版において、当事務所の 18 名の弁護士が以下の分野で Global Leader に選ばれました。

#### Capital Markets – Debt and Equity

- ・ 鈴木 克昌
- ・ 尾本 太郎
- ・ 熊谷 真和

## Client Alert

- ・根本 敏光
- ・トニー・グランディ

### Capital Markets – Structured Finance

- ・佐藤 正謙

### Competition

- ・伊藤 憲二
- ・宇都宮 秀樹
- ・眞鍋 佳奈

### Data – Information Technology

- ・小野寺 良文
- ・増島 雅和

### Data – Telecoms & Media

- ・小野寺 良文

### Data – Data Privacy & Protection

- ・増島 雅和

### Data – Data Security

- ・増島 雅和

### Insurance & Reinsurance

- ・増島 雅和

### M&A and Governance – M&A

- ・石綿 学
- ・大石 篤史
- ・松村 祐土

### M&A and Governance – Corporate Governance

- ・石綿 学

### Private Funds - Formation

- ・竹野 康造
- ・三浦 健

### Real Estate

- ・佐藤 正謙
- ・諏訪 昇
- ・小澤 絵里子

- [Who's Who Legal: Japan 2020](#) の各分野別ランキングにて高い評価を得ました Law Business Research が発行する [Who's Who Legal: Japan 2020](#) の各分野別ランキングにて、当事務所の弁護士 21 名が以下のとおり National Leader として選ばれました。

## Client Alert

### Arbitration

- ・ 関戸 麦

### Banking

- ・ 佐藤 正謙
- ・ 松村 祐土

### Capital Markets

- ・ 佐藤 正謙
- ・ 鈴木 克昌
- ・ 尾本 太郎
- ・ 根本 敏光

### Competition

- ・ 伊藤 憲二
- ・ 宇都宮 秀樹
- ・ 眞鍋 佳奈
- ・ 高宮 雄介

### Construction & Real Estate

- ・ 佐藤 正謙
- ・ 諏訪 昇
- ・ 小澤 絵里子

### Data

- ・ 小野寺 良文
- ・ 増島 雅和
- ・ 田中 浩之

### Insurance & Reinsurance

- ・ 増島 雅和

### Litigation

- ・ 関戸 麦

### M&A and Governance

- ・ 射手矢 好雄
- ・ 石綿 学
- ・ 大石 篤史
- ・ 松村 祐土
- ・ 関口 健一

### Private Funds

- ・ 竹野 康造
- ・ 三浦 健
- ・ 小澤 絵里子

## Client Alert

➤ **asialaw Awards 2020 にて受賞しました**

asialaw 主催の asialaw Awards 2020 の授賞式が 2020 年 8 月 25 日にオンラインで行われ、当事務所は Japan Firm of the Year と Energy Firm of the Year を受賞しました。授賞式は[こちら](#)からご覧いただけます。(無料の登録・ログインが必要です)

➤ **レ・チャン・クイン・ティ 弁護士が入所しました**

(レ・チャン・クイン・ティ 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度森・濱田松本法律事務所の一員となれますこと、大変光栄に存じます。

私はホーチミン市弁護士会員としてベトナム弁護士資格を有しております。これまでに YKVN 法律事務所にて執務し、PPP 投資部門におけるプロジェクトファイナンスを含む数々の M&A、ファイナンス及びバンキング取引に携わり、また幅広い企業法務及び投資業務において助言を行ってまいりました。

森・濱田松本法律事務所という国際的な環境で、専門性を磨く素晴らしい機会をいただけたことに感謝しております。法律家としてのキャリアの中でも刺激的な経験を積み、事務所に貢献してまいり所存です。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

➤ **林 エリサ イングランド及びウェールズ弁護士が入所しました**

(林 エリサ イングランド及びウェールズ弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所の一員となりましたこと、大変嬉しく存じます。

英国で生まれ育ち、英国で最終教育を修了後 2012 年に弁護士登録し、大手国際法律事務所のロンドン及び東京オフィスにて、M&A やジョイントベンチャーを中心とした企業法務や競争法の分野において、日系・外資系企業のクロスボーダー案件に幅広く携わって参りました。

これまでに培った経験を活かし、クライアントの皆様には良質なサービスをご提供できるよう最善を尽くす所存でおりますので、宜しくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

➤ **レクシー・ルーボウ 弁護士が入所しました**

(レクシー・ルーボウ 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、レクシー・ルーボウと申します。

2015 年に弁護士登録後、カリフォルニア州中部地区のアメリカ合衆国連邦裁判所にて 1 年間、ロークラークとして裁判官の補佐を行い、事件記録における民事

## Client Alert

訴訟の意見起草に携わりました。その後、米国の法律事務所である Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom 法律事務所（ロサンゼルスオフィス）にて執務し、契約紛争、クラス・アクション、ホワイトカラー犯罪弁護及び調査、コーポレートガバナンスやパートナーシップ紛争、証券訴訟等の様々な分野のビジネス上の訴訟や仲裁を取り扱いました。2018 年にモリソン・フォースター法律事務所（東京オフィス）の紛争部門にて執務を開始し、知的財産のクロスボーダー紛争及び契約紛争に携わりました。また、日本の大手企業に 8 ヶ月間出向し、コンプライアンス部門で大規模な内部不正調査を担当いたしました。

母語は英語ですが、日本語の会話や読み書きも可能です（2018 年に日本語能力試験 N1 の認定を受けました。）。いずれの言語でも、どうぞお気軽にお問い合わせください。

皆様と仕事を一緒にさせていただけることを楽しみにしております。クライアントの皆様と事務所のお役に立てますよう、技量を磨き、最善を尽くしてまいります。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- 市村 拓斗 弁護士が電力広域的運営推進機関「広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会」委員に就任しました
- 棚橋 元 弁護士が東京大学監事に就任しました
- トニー・グランディ 弁護士が全米産業審議会 アジア・チーフ・リーガル・オフィサー・カウンスル プログラム・ディレクターに就任しました
- トニー・グランディ 弁護士がシンガポール国際商業会議所（SICC）リーガルサービス分科会 共同議長に就任しました
- 石本 茂彦 弁護士が日中投資促進機構 理事に就任しました

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com